

令和7年度第4回千葉市下水道事業等経営委員会議事録

1 日 時 令和8年3月26日(木) 9時30分～11時40分

2 場 所 千葉市役所本庁舎1階 正庁

3 出席委員 9名(50音順)

【対面】天野委員(副委員長)、家永委員、池田委員、佐久間委員、
森田委員(委員長)、柳沢委員

【オンライン】岡山委員、鎌田委員、菊地委員

4 事務局(市側)出席者

山田建設局次長、中臺下水道企画部長、高梨下水道施設部長、
桃井下水道経営課長補佐、海保下水道経理課長、林下水道営業課長、
森総合治水課長、鈴木下水道整備課長、森山下水道整備課担当課長、
根木雨水対策課長、松田下水道維持課長、石黒下水道施設建設課長、
森田中央浄化センター所長、久野南部浄化センター所長

5 傍聴者 0名

6 報道関係者 2社

7 議題及び報告事項

(1) 議題

ア 令和8年度千葉市下水道事業会計当初予算について

イ 令和8年度千葉市農業集落排水事業会計当初予算について

(2) 報告事項

ア 千葉市農業集落排水事業中長期経営計画の改定について

イ 下水道管路施設包括的維持管理業務委託審議部会の審議結果について

ウ 「水の官民連携（ウォーターPPP）」について

8 会議経過

(1) 議題

ア 令和8年度千葉市下水道事業会計当初予算について

イ 令和8年度千葉市農業集落排水事業会計当初予算について

資料1及び資料2により事務局から説明後、質疑応答

【質疑応答等】

○池田委員

今月11日に、大阪駅近くの下水道工事現場で、地中に埋めていた鋼管が地上十数メートルまでせり上がってくるという事故が発生しました。上部の高速道路に衝突しかねない、という状況でした。これは、極めて初歩的な工事のミスなのですが、極めてありがちなミスでもあります。始めに鋼管内に地下水を貯めていたところ、その後、水を抜く作業を行ったために重量が軽くなり、周囲の地下水から強い浮力を受けて浮き上がりが生じたものと見られます。こうしたことは、地下水面が高い場所でよく発生するのですが、実は、千葉市も似たような状況にあります。資料1の4ページで、市内で貯留槽工事を行っている旨の説明がありましたが、工事業者には十分に注意を促していただきたいと思います。

○高梨下水道施設部長

おっしゃるとおり、初歩的かつありがちなミスだと思います。引き続き現場で十分な注意を払うよう、伝えてまいりたいと思います。

○岡山委員

資料1の7ページ「③マンホールトイレの整備」の箇所、「実施設計」「工事」いずれも「県立高校 8校」と記されています。この8校は、いずれも同じ学校なのでしょうか。

○森山下水道整備課担当課長

令和8年度予算で実施設計を行う8校は、翌年度以降に着工いたしますので、令和8年度に工事を行う8校とは別の学校でございます。

○岡山委員

了解いたしました。おそらくこれらの県立高校は避難所指定がなされているものと思いますが、そうした避難所への設置だけでなく、大規模集合住宅の敷地内への設置も是非検討していただければと思います。と申しますのは、市内の一般的なマンホールが災害時にマンホールトイレとして活用可能だと誤解していらっしゃる方が非常に多く、マンション組合などで、マンホールトイレ用のマンホールが未整備であるにも関わらずマンホールトイレ用の便器やテントを購入してしまっている事例が多々あると聞いており

ます。大規模集合住宅で災害用トイレのニーズが大きいのは間違いのないことですので、たとえば、市内の大規模集合住宅を対象に設置希望を募るなどしてみるのも、一案ではないかと考えます。市民へのPRにもなりますし、また、事業として市民の理解が得やすいと思いますので。

○森山下水道整備課担当課長

マンホールトイレは、平成20年度から市立学校166か所で整備を行い、現在、令和7年度から9年度までの3か年で県立高校への整備を進めております。その後は、公民館等とコミュニティセンターでの整備を見込んでいます。整備箇所は、防災部局との調整を経て決定することになりますが、貴重な御提案をいただきましたので、防災部局に伝えてみたいと思います。

○家永委員

マンホールトイレは、高校1校当たり何基整備するのでしょうか。

○森山下水道整備課担当課長

1校当たり5基整備する予定です。

○家永委員

阪神淡路大震災のような大規模災害時には、大勢の避難者が大規模公園に集まり、テントを張って生活する様子が見られました。千葉公園なども、大規模災害時にはそのような事態になるのではないかとと思いますが、現状、千葉公園にはマンホールトイレがありません。広大な公園にトイレがない場合、災害時に混乱が起きるかと思いますが、是非、公園へも設置していただきたいと思います。

○森山下水道整備課担当課長

現状、市の地域防災計画に基づき、災害後に被災生活を送ることを想定した指定避難所への設置を進めているところですが、おっしゃるとおり、被災状況によっては公園でテント生活をする人がいるかもしれません。貴重な御意見を頂戴しましたので、防災部局に伝えてみたいと思います。

○柳沢委員

資料1の7ページで、処理場・ポンプ場の耐震化を進めていく旨のお話がありました。それに関連してお尋ねいたします。日本下水道協会が2025年版「下水道施設の耐震対策指針と解説」を発刊し、国の新しい耐震基準が示されたところですが、千葉市では、この基準変更によって工事の発注に影響が出ていますでしょうか。

○石黒下水道施設建設課長

国の通知の中で、既に進行中の工事については旧指針に基づき進めて構わない旨の考えが示されておりますので、進行中の工事への影響はございません。また、新指針が示されたものの、計算例が未だ示されておられませんので、新指針への移行については今後の状況を踏まえて判断したいと考えております。

○柳沢委員

私ども日本下水道事業団は、下水道工事を受注する立場ですが、やはり新指針への移行については状況を踏まえて判断してまいりたいと考えているところです。

○森田委員長

この後の報告事項でも出てまいりますが、国は、いわゆる「ウォーターPPP」といった官民連携手法の導入により、民間への広範な事業発注を押し進めようとしています。そうした最中、昨年1月に埼玉県八潮市で下水道管に起因する大規模な道路陥没事故が発生したわけですが、仮に今後、民間企業が包括的な受託を行った下水道施設であるような大事故が発生した場合、果たしてその企業に責任を負わせることができるのだろうか、という議論があります。契約書の中で責任の範囲を明確にしておくべきではありませんが、実際のところ、どこまで明確化できるものなのか、また、どこまで責任を負わせるのが妥当なのか、といったあたり、官民連携においては非常に悩ましい問題かと思えます。こうした点について、弁護士の佐久間委員はどのようにお考えでしょうか。

○佐久間委員

大変難しい問題かと思えます。法的な責任が発生するためには、それなりの事情が必要となるわけですが、特に事故や災害においては、どこから先が不可抗力によるものなのかといったあたりの判断が、責任の有無にも影響してまいります。ただ、個々の事情によって全く結論が変わってきますので、事実認定次第となると思えます。誰が何をしてどう責任を果たしていて、実際のところどうだったのかといったあたりが問われてきます。具体的な事情、それに係る事実認定、組織の中での責任の分担、そういったところをきちんと次元を分けて判断していくことになると思えます。

○池田委員

受注する企業の側からすると、考え得る限りのリスクを並べた上で、どこまでが免責範囲なのか明確にしておく必要があるように思います。日本の企業は、外国の企業と比べると、契約書の内容を詳細に詰める作業が緩い傾向があり、それこそ「誠心誠意対応する。」などといった曖昧な文言を記して済ませてしまうようなところがあります。たとえば硫化水素による管渠の腐食などは当然に想定すべきリスクですので、それに対して、面倒ではありますが、契約当事者双方が弁護士を立てるなどして綿密に協議し、いずれが責任を負うべきか予め明確化しておく必要があると思えます。

○高梨下水道施設部長

森田委員長から佐久間委員にお尋ねの件、非常に重要な事項だと認識しております。特に管路施設における包括的民間委託は、本市では取組みを開始したばかりであり、まだ手探りの部分もございます。開始に当たって、民間企業の側から「これだけ老朽化した施設なのだから、全ての不具合等の責任を民間側に負わせるのは無理があるのではないか。」といったお話もいただきました。池田委員のお話にもございましたように、現状では、不具合等が起きてから責任の所在を判断しなければならない部分が多々ございます。その点、今後の契約書作成過程でさらに明確化を図っていく必要があるな、と感じております。

○家永委員

八潮市の道路陥没事故については、下水道管内部の調査のみで事故の予兆を察知する

のは難しかったのではないかと思います。下水道管維持管理業務の受注業者にのみ、あのような事故の未然防止を求めるのではなく、道路の地中探査や路面調査などと連動した対策が求められるように思います。そして、複合的な対策が求められる以上、受注業者のみに対策を迫るのではなく、国や各種研究機関などを巻き込んだ対策が必要であると考えます。

○高梨下水道施設部長

八潮市の事故を受けて国が実施を求めている今回の重点調査では、管路内部の点検だけでなく、必要な箇所において地中の空洞調査も行うこととされております。また、道路管理者の側でも、道路占有者の施設点検だけに頼るのではなく、自ら空洞調査などを行うべきとの認識を持っております。今後は、双方がより密に協議し、協力して対応をしていくようになると思います。

(2) 報告事項

ア 千葉県農業集落排水事業中長期経営計画の改定について

資料3-1及び3-2により事務局から説明。質疑応答なし。

イ 下水道管路施設包括的維持管理業務委託審議部会の審議結果について

資料4により事務局から説明後、質疑応答

【質疑応答】

○池田委員

今回の入札参加者は1者のみ、また、その参加者の技術評価点は60点満点中32点だったとのこと。この結果について、市側は、特に問題なしとの認識なのでしょうか。参加者が1者だった点については、そもそも特定の1者しか参加できないような高いハードルを設けていた、ということではないのでしょうか。また、この点数だけを見ると低すぎるようにも思えるのですが、どのように解釈すべきなのでしょうか。

○松田下水道維持課長

今回採った「総合評価落札方式」は、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法でございますが、ここでの技術評価は、学校の試験のような減点方式で採点するものではなく、その業者の過去の実績等を加点し積み上げるものとなっております。今回、60点が上限のところ、その5割程度の点数となっておりますが、仮に0点だったとしても、技術的に問題のある業者という評価になるものではございません。

参加者が1者のみであった点については、確かに設けたハードルが高かったということは言えると思います。しかし、今回は特に品質確保に重点を置くこととしたため、ハードルを上げざるを得なかったという事情がございます。

前回の第1期委託の入札に比べ、今回の第2期委託では、落札者の獲得した技術提案に係る点数が大きく伸びており、そうした点も勘案し品質の向上が図れるものと判断し

て、総合評価の結論を出したところでございます。

○池田委員

先ほどの議題で契約と責任の所在に係るお話がありましたが、事故等が起きたときに、なぜそのような契約を締結したのかが遡って問われることとなります。そうした事態に備えて、議事録等を含めた契約締結過程の詳細な記録を残しておいていただければと思います。

○海保下水道経理課長

部会の議事録は非公開情報のため、公開はしておりませんが、審議部会委員に御確認をいただいております。

○高梨下水道施設部長

技術評価点について、補足させていただきます。課長からも説明がございましたが、加点し積み上げていくものであり、「何点以下は不合格」といった性質のものではございませんので、まずその点について御理解をいただきたいと思います。

また、技術提案については、入札参加者から多々提案があつたのですが、具体性を欠くものについては一切加点しないという方向で採点に臨んだため、提案のボリュームの割に点数が抑え気味になった面はあろうかと思っております。

○家永委員

入札募集情報が公表されてから入札が行われるまでの期間はどれくらいだったのでしょうか。この期間がもう少し長ければ、入札参加者が増えていた可能性があるのではないのでしょうか。

また、資料に「落札率 99.79%」と記されていますが、入札参加者が1者であるのに、100%にならないのはなぜでしょうか。落札率の求め方を教えてください。

○海保下水道経理課長

本件は、12月2日に一般競争入札の公告を行い、11日までの10日間を入札参加申請期間としておりました。前回よりも参加期間は長くはありますが、結果的に参加者は1者のみであり、資格要件や募集期間の設定については、課題があると認識しています。入札参加者が提示した応札額については、設計図書や仕様書から積算したものであり、適正であると認識しております。落札率は、入札額を市側が作成した予定価格で除して求めます。

○岡山委員

下水道管路の包括的維持管理は非常に重要な業務なのですが、契約業者の決定過程がまず「お金ありき」でスタートしているように見えます。この金額で応札可能な業者が手を挙げ、また、この金額でできることがすなわち技術評価点である32点分の業務なのかな、と。その先には、提案の中で曖昧な表現ながら「できる」とされていたことが、実際は金額的な制約の中で「できない」に転じていくことが想定されるように思うのですが、そうなると、包括的維持管理業務委託という枠組みの中で本当に安全性が確保できるのだろうか、という疑念が湧いてきます。

もう1点、資材価格等の高騰が著しいですが、このことが入札参加者の減少に繋がっ

ているのか、御見解をお伺いしたいと思います。予定価格の設定の仕方を見直さなければ、入札参加者ないし落札者が現れない事態が頻発するのではないか、との懸念を抱いております。

○松田下水道維持課長

本件は、いわゆる仕様発注の委託業務であり、仕様書どおりの業務がなされているか否かの確認は市が行うこととなります。技術評価点に対する懸念をお持ちのことと思いますが、先ほど御説明しましたとおり加点による評価であり、業務を履行する能力の高低を示すものではございません。

資材価格等の高騰については、契約書中のスライド条項により受託者の不利益が回避される仕組みが組み込まれていること、債務負担行為という形で長期にわたり適切な予算額を確保していることから、そのことをもって入札参加者や落札者が現れない事態に繋がるものではないと考えております。

○森田委員長

補足させていただきます。総合評価落札方式における技術評価は、まず、市の要求する技術水準をクリアしていることが大前提となっています。その上で、さらに良い提案があつて32点が上積みされた、という形で理解していただければと思います。

ウ 「水の官民連携（ウォーターPPP）」について

資料5により事務局から説明後、質疑応答

【質疑応答】

○池田委員

「民」との連携においては、倒産のリスクも想定しなければなりません。10年といった長期の委託契約の間に、市側に直営で事業を行うノウハウが無くなってしまうことが想定されますが、その後に倒産が発生した場合にどうするか。当然、汚水処理を止めることはできませんが、市側ではどのようなバックアップを行うことを想定されているのでしょうか。

○中臺下水道企画部長

国の旗振りの下、全国で官民連携が進められておりますが、現時点で、御指摘のようなリスクへの決定的な対応策が示されているわけではありません。

仮にそうした事態が現実のものとなった場合、下水道の機能停止によって使用者が被る不利益は計り知れませんので、事業の継続性は重要な課題の一つと認識しております。

本市としましても、国に適切な制度設計を求めながら、効果的な対策も含めた事業の検討を行ってまいりたいと考えております。

○池田委員

JRや日本郵便など、民営化の先例がありますが、民営化した以上、たとえばJRなどは不採算路線を切り捨てることで利益の確保を図っています。これを下水道に置き換えて考えると、不採算地域の切捨てといった事態が想定されるかと思えます。そうしたことも想定した上で、慎重な議論を進めていただければと思います。

○家永委員

実際に、外国では下水道事業の受託者が倒産する事例も発生しているそうです。現実的なリスクと認識していただければと思います。

○中臺下水道企画部長

人口減少による使用料収入の減少や技術者の減少、施設の老朽化などが進行する中、それでも膨大なインフラを維持していくためには、何らかの工夫が求められているのは間違いのないところかと思えます。

一方で、下水道が一斉に機能停止するような事態は絶対に回避しなければならず、こうした事情を考えると、一気に高レベルの民間委託に舵を切るのではなく、1つ1つ段階を踏みながら新たな手法を導入し、その段階ごとに検証を行って課題を潰していく、そうして慎重に変化を進めていくことが大事なのではないかと考えております。これまで本市では、包括的維持管理業務委託を段階的に拡大してきており、この先も慎重に進めてまいりたいと考えております。

○森田委員長

補足させていただきます。事業そのものを慎重に進めていくことが大切ですが、国は、ガイドラインの策定や改定を行っており、その中で、民間企業による事業継続が困難になった場合の話も出ています。受託企業の事業継続が困難になった場合に他の企業による継続を契約事項に定めるなどの対応を検討すべきだと思います。企業側の対応はそういったところですが、一方で発注する側の役所のノウハウ低下は、確かに大きな問題かと思えます。

外国で、一度民営化したものの問題が生じて公営化に戻した事例がある、という話は、確かにそのとおりです。ただ、それは特異な例かと思えます。外国では、民営化している事例の方が圧倒的に多い状況です。

池田委員がお話しされたように、民間企業は、利益が確保できなくなればサービス水準を引き下げようとします。発注者である役所側は、そうした点に注意を払うべきかと思えます。

報告事項（3）は以上のようなところかと思えますが、そのほかの報告事項等も含めて、御意見等がありましたらお願いいたします。

○菊地委員

まず、先ほどの資料4について、私も部会の委員を務めましたので、補足の話をしていただければと思います。

事務局からも説明がありましたが、この委託は仕様発注ですので、仕様どおりの業務が履行できなければ、そもそも入札資格が得られません。今回の落札者は、当然それを満たしたうえで、さらに上積みとしての技術提案等を行っております。また、総合評価落札方式ですので、技術だけでの評価ではなく、価格だけでの評価でもなく、両方を組み合わせた評価となっております。

今回の入札は、第2期管路包括委託に係るものであり、美浜区の一部のみを対象とした第1期から範囲を拡大し、美浜区全域を対象としたものとなります。従って、民間企業に求められる経営資源も大きくなり、発注する側としては技術的な面でのプラスを期待した、というところかと思えます。

続いて、資料5についてです。

千葉市は、既存の処理場包括委託、第2期管路包括委託の終期も考慮し、「水の官民連携」導入を令和11年度以降とする予定とのことです。一方で、資料の3ページにもありますように、污水管改築に係る国費支援において、令和9年度から「水の官民連携」導入決定が要件化されます。このため、他の地方自治体では、令和9年度から「水の官民連携」を導入するところが多いようです。民間業者は、当然ながら、自社にとってのメリットを検討した上で、いずれの自治体の業務を受注するか決めるわけで、特に導入が遅れる千葉市としては、どうしたら民間業者から選ばれるか、といった視点で考えることも必要になるかと思えます。今後、この経営委員会で導入に係る検討も行うとのことです。その際、どんな発注をすれば千葉市にメリットがあるか、という視点の議論が当然行われることとなりますが、あわせて、どうしたら民間業者から選ばれるか、という視点での検討も求められてくるものと思えます。

○桃井下水道経営課長補佐

ただ今の、污水管改築に係る国費支援において令和9年度から「水の官民連携」導入決定が要件化される件について、補足をさせていただきます。本市では令和11年度以降の導入を予定しておりますので、令和9年度と10年度の2か年については、緊急輸送道路下に埋設されている污水管の耐震化を除き、污水管改築に係る国費支援が受けられないこととなります。従ってこの2か年の間は、引き続き国費支援を受けることが可能な「緊急輸送道路下に埋設されている污水管の耐震化」と「雨水管改築」に注力してまいりたいと考えております。

○中臺下水道企画部長

菊地委員から、貴重な御意見をいただきました。

本市での導入が遅れることで、優良な業者が他の自治体からの受注業務で手一杯になってしまい、本市導入時にはもはや受注してもらえなくなる、そうした事態が起きる可能性があるのかないのか、探っていく必要があると感じました。

事業者に対して、魅力的な事業提案ができるよう、他の自治体の動向を注視し、また、必要に応じて業者への聞き取りなども行っていくことにより、多くの事業者に参入いただけるよう努めてまいります。

○森田委員長

他に御意見等ありますでしょうか。本日の議題等につきましてはすべて終了いたしましたので、これからの進行につきましては事務局にお願いしたいと思います。